

## エコ・ファミリーに認定証が授与されました

「エコ・ファミリー」登録制度は、家族みんなで、資源ごみの分別、マイバックによる買い物、リサイクル品、エコマーク商品の利用など、家庭からでるごみの減量に積極的に取り組んでいただくことを目的に昨年9月にスタートしました。今回の登録では、市内の保育所、幼稚園の家族を対象に94件の登録があり、平成13年10月1日から平成14年1月31日までの4カ月間ごみの減量に取り組みました。

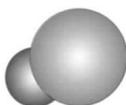
その結果、8家族の皆さんがエコ・ファミリー1級(80点以上)として認定され、認定証の授与が行われました。

今後も皆さんの参加を募集しますので、エコ・ファミリー1級を目指して頑張ってください。また今回1級に認定されなかった皆さんも次回もがんばってください。

	ファミリー名	氏名
1	エコ・ファミリーワタナベ	渡辺 旭
2	F・オサダ	長田和訓
3	K O I K E	小池浩之
4	清水建一	清水建一
5	卓ちゃんち	藤本卓正
6	西浦	西浦 孝
7	ポケモンファミリー	高部 忠
8	宮本末子	宮本末子



## 老人医療からお知らせ



### 老人保健医療受給者証が新しくなります

新しい「医療受給者証」は9月下旬に郵便でお届けします

老人保健法の一部改正に伴い、平成14年10月1日から病院の窓口で提出する「医療受給者証」が新しくなります。病院の窓口で支払う自己負担(1割または2割)に応じた「医療受給者証」になります。現在お持ちの「医療受給者証」は使えなくなりますのでご注意ください。



### 県単老人医療制度(山梨県老人医療費支給事業)による受給者証の更新手続きについて

年齢が68歳～69歳(一人暮らし老人については65歳～67歳で都留市内に一親等以内の血族または配偶者のいる場合を除く)で、各医療保険制度の保険給付を受けることができるもので、所得が一定の基準額以下である方は、山梨県単独の老人医療費助成制度の適用が受けられます。

この県単老人医療制度を受給される方について、毎年9月に受給資格の確認見直しが行われ10月1日より受給者証が更新されます。

この受給者証更新のための手続き(検認)を、9月に市役所で行います。該当者には、更新手続きについての通知をしますので、手続きを行ってください。

問合せ先 市民生活課 国保医療担当

☎(43) 2341  
消防本部 消防課 警防担当

#### 問合せ先

自治会や職場、また各種競技団体やサークルなどの単位でお申し込みください。

◆傷病者の人数を伝える  
※救急車は、救急救命処置を必要とする傷病者を、最寄の医療機関へ搬送することを目的としています。

◆119番は落ち着いて正確に  
◆目標物・番地・電話番号を伝え、誘導人を出すようにする  
◆けがや事故、病気の様子を見たままに伝える

◆(救急車を呼ぶ時の要領)  
◆この機会に事故や急病時の対応要領、救急車の適切な呼び方などを家庭や職場で話し合います。

9月9日は「救急」の日です。救急医療及び救急業務に対する正しい理解と、認識を深めることを目的に「救急医療週間」も設定されています。

「救急の日」  
「救急医療週間」